

陸上貨物運送事業労働災害防止計画

(平成 25 年度～29 年度)

～荷役災害の防止で陸運業の労働災害の減少を～

はじめに

働く人々の安全と健康は、かけがえのないものであり、何にもまして尊重されなければならない。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会では、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）で働く人々が安心して健康に働くことができるように、国の新たな第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年度～29 年度）や陸運業における労働災害の発生状況等を踏まえて、平成 25 年度を初年度とする新たな陸上貨物運送事業労働災害防止計画（以下「陸運労働災害防止計画」という。）を策定した。

1 計画のねらい

陸運労働災害防止計画に基づき、これまで計画的に労働災害防止の取組を行ってきたところであり、その結果長期的には労働災害の減少が図られてきたが、近年特に死傷災害については荷役災害を中心に必ずしも十分な減少が図られていない。

このような陸運業の労働災害とその間の取組の状況や陸運業を取り巻く状況を踏まえ、そして新たに国が策定した「第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年度～29 年度）」を基本として、陸運業で働く人々の安全と健康の確保を図るため、新たに陸運業における労働災害防止の中期的な目標を定め、その目標を達成するための 5 年間の取組事項を「陸運労働災害防止計画」として示したものである。

労働災害防止の実施主体である陸運業の事業者等（以下「陸運事業者」という。）は、労働者をはじめ関係者と一体となり、陸運労働災害防止計画で示された取組事項等について、計画的・継続的に取り組んでいくものとする。

また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「陸運労働災害防止協会」という。）は、本部及び支部が一体として対策を推進するとともに、それぞれが関係行政機関、団体等と密接な連携を図りつつ、労働災害防止対策を推進するものとする。

2 計画の基本的な考え方

(1) 安全面を巡る課題

陸運業の労働災害の発生状況は、次のとおりである。

- ① 交通労働災害は年々減少傾向にある
- ② 荷役作業時における労働災害の死傷者数は平成 12 年以降約 1 万人程度で推移しており、減少傾向が見られない。
- ③ 交通労働災害が全体の 1 割未満であるのに対し、荷役作業中の労働災害は約 7 割を占めている。
- ④ 荷役作業中の労働災害の約 7 割が、荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の構内で発生している。
- ⑤ 荷主先等の構内での労働災害は、荷台や荷の上等からの墜落・転落が最も多く 3 割弱を占めている。
- ⑥ フォークリフト等の荷役運搬機械を使用した作業やロールボックスパレット（かご台車）

等を使用した人力作業における災害も少なからず発生している。

このため、陸運業における労働災害防止対策については、荷役災害の防止を重点として進めるとともに、陸運事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等の連携についても進める必要がある。

(2) 健康面を巡る課題

- ① 労災認定件数が多いいわゆる過労死等の予防対策や労災認定件数が増加している精神障害を防止するためのメンタルヘルス対策について、引き続き重点的取組が必要である。
- ② 業務上疾病のかなりの部分を占める腰痛についてその対策の強化が必要である。
- ③ 夏季を中心に依然として発生頻発している熱中症対策の強化も必要である。

(3) その他の課題

- ① リスクアセスメントの導入は進んできているが、中小規模事業場の取組が遅れており、導入促進の取組が必要である。
- ② 高年齢労働者の数及び割合は、年々増加しており、労働災害発生率も高年齢労働者は非常に高い。今後、高年齢労働者のさらなる増加が予想され、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に起因する労働災害の発生防止を強化する必要がある。

3 計画の期間

計画は平成 25 年度を初年度とし、平成 29 年度を目標年度とする 5 か年計画とする。

4 目標

- (1) 平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死亡者数を 20%以上減少させること
- (2) 平成 24 年と比較して、平成 29 年までに休業 4 日以上の労働災害による死傷者数を 10%以上減少させること
(注) 死傷者数は厚生労働省が発表する労働者死傷病報告のデータによる。
- (3) 過労死認定件数の減少を図ること

5 労働災害防止対策

(1) 荷役関係災害の防止

ア 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

陸運業の労働災害の約 7 割が荷役作業時に発生していることから、厚生労働省が新たに策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業安全ガイドライン」という。)に基づく取組が行われるよう、ガイドラインの周知・普及を図る。

イ トラック運転者に対する荷役関係の安全衛生教育の強化

荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合があることから、トラック運転者に対する安全衛生教育実施について支援を行う。また、その中で、荷役作業の墜落・転落災害防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策に関する事項を含めた教育が行われるよう支援を行う。

荷役作業の作業手順の作成についてもその普及が進むよう必要な支援を行う。

ウ 荷主等と連携した取組の強化

荷主等が管理する施設での陸運事業者の労働災害の防止対策について、荷主等の理解が進むよう、労働基準関係行政機関等と連携しながら、その推進を図るものとする。

また、貨物の運送を担当する陸運事業者側と運送を依頼する側の役割分担が明確化されるよう「モデル運送契約書」の普及等を図るものとし、役割分担に基づく措置の実施が促進されるようにする。

(2) 交通労働災害の防止

ア 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日基発第 0403001 号）の周知徹底

イ 「自動車運転車の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）の周知徹底

ウ 高年齢運転者の交通労働災害等の防止

「高年齢者に配慮した交通労働災害防止のすすめ方」（パンフレット）等を活用し高年齢自動車運転者の交通労働災害等の防止を図る。

(3) 健康確保対策

ア 過重労働対策の推進

健康診断の事後措置等による健康管理及び恒常的な時間外労働を発生させない労働時間等の管理を推進する。

イ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調の予防のためには、日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることや労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにするため、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。

ウ 腰痛予防対策の推進

「腰痛予防対策指針」（平成 25 年 5 月改訂予定）の周知等を図る。また、雇入れ時教育等に腰痛予防対策が盛り込まれることを促進する。

エ 熱中症対策の推進

夏季の屋外作業について熱中症の適切な対策を推進する。

(4) リスクアセスメント等の普及促進

労働災害を防止するためには、職場に潜在的に存在するリスクを、災害が発生する前に低減する取組が効果的である。このため、リスクアセスメントの取組の促進を図るとともに、リスクアセスメントの結果を労働災害防止により効果的に結び付ける仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」の取組についても推進を図る。

ア リスクアセスメントの導入促進

リスクアセスメント研修を実施するとともに、リスクアセスメント導入の具体的な方法を示しその促進を図る。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

リスクアセスメントの取組が進んでいる事業場を主な対象として、労働安全衛生マネジメ

ントシステム（陸運労災防止協会では「RIKMS リクムス」）の導入を推進する。また、より分かりやすい導入の方法等を示しその導入を促進する。

(5) 高年齢労働者対策

ア 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

高年齢労働者の労働災害が増加していることから、荷役作業時における墜落・転落災害防止の設備面からの対策によるリスク低減を進めるとともに、「高年齢者に配慮した交通労働災害防止のすすめ方」（パンフレット）等を活用し、高年齢労働者の身体機能の変化を踏まえた荷役関係災害防止、交通労働災害防止を図る。

イ 基礎疾患等に関連する労働災害防止

定期健康診断結果等に基づき、基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者については、労働者自身による健康管理が徹底されるよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。

6 労働災害防止団体としての機能の充実

(1) 労働災害防止団体としての活動の活性化

ア 労働災害防止の専門家集団としての役割の強化

陸運労災防止協会（陸災防）は、陸運業における労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ専門家集団として、陸運業の労働災害防止活動の推進役としての役割を十分果たすよう、一層努めるものとする。このため、関係行政機関との連携を一層密にするとともに、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割の強化を図るものとする。

イ 労働災害防止に積極的に取り組もうとする事業場への支援

労働災害防止に積極的に取り組もうとする陸運事業場を「特定事業場」として選定し、その安全衛生水準の向上を指導・支援する。

ウ 陸運事業者が自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上に取り組むことができるよう、労働災害防止のための手法等必要な技術上のガイドライン等を策定するとともに、安全管理士、衛生管理士などを活用してその運用を図るものとする。

(2) 安全・健康意識の高揚

ア 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

労働災害防止のためには、経営トップが安全衛生管理を重視する姿勢を明確に示し、自ら先頭に立って活動することが重要であることを様々な機会を活用して理解を求める。

イ 作業者の安全衛生意識、危険感受性の高揚

ヒヤリ・ハット活動や危険予知活動の積極的な取組の推進、労働災害事例の提供等により、作業者1人1人の安全に対する意識や危険感受性を高めるようにする。

ウ 優れた安全衛生への取組事業場等の評価

安全衛生水準の向上に積極的に取り組む事業場や作業者を評価するとともに、必要により公表を行う。